

ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、花き生産者によるピラミッドアジサイの新品種「24-1」及び「22-1」の早期産地化を支援するため、山梨県花き園芸組合連合会（以下「補助事業者」という。）が実施するピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、ピラミッドアジサイ新品種の早期産地化を目的とし、これに要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率等は別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があり、規則第5条の規定により内容を審査し適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助事業者にその旨通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することが出来る。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の様式、提出期限）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第3号）に関係書類等を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（書類の提出）

第10条 この要綱により補助事業者が知事に書類を提出する場合は、1通を所管する農務事務所に提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業にかかる帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第3条 別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業	<p>1 魅力ある商品づくりの必要経費 (需用費、委託料、役務費等)</p> <p>2 販売促進に必要な経費 (需用費、委託料、役務費、使用料及び賃借料等)</p> <p>※ブランド化、業界としての販売促進の経費に特化するものであること(商品用の鉢や包装は、通常販売でも必要なものであり、補助目的に合致しない)</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>(上限 250 千円)</p>	<p>1 補助対象経費の相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

(様式第1号)

平成 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援
事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書 (様式第1号の2)
 - (2) 収支予算書 (様式第1号の3)
 - (3) その他必要な書類

(様式第1号の2)

平成 年度ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業計画書

1 事業計画

事業主体名	受益戸数(戸)	実施場所 又は 設置場所	事業内容 (施設の場合は、構造・面積 機械の場合は能力等)	事業量	事業費 (円)

2 事業費

総事業費 (A)+(B) (円)	負担区分		備考
	県補助金(A) (円)	その他資金(B) (円)	

3 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

(様式第1号の3)

平成 年度ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業収支予算書

1 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
県補助金 その他 資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		区 分
			増	減	
事業費					
計					

(様式第2号)

平成 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援
事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

(様式第3号)

平成 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援
事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

- 1 事業報告書（様式第3号の2）
- 2 収支決算書（様式第3号の3）
- 3 その他添付書類

[以下、別記様式1に準じて作成すること。]

- ・添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更がある場合について添付する。
- ・口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。

(様式第3号の2)

平成 年度ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業報告書

1 事業結果

事業主体名	受益戸数(戸)	実施場所 又は 設置場所	事業内容 (施設の場合は、構造・面積 機械の場合は能力等)	事業量	事業費 (円)

2 事業費

総事業費 (A)+(B) (円)	負担区分		備考
	県補助金(A) (円)	その他資金(B) (円)	

3 事業完了年月日

平成 年 月 日

(様式第3号の3)

平成 年度ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業収支決算書

1 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本年度決算額 (円)	本年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
県補助金 その他 資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額 (円)	本年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
事業費					
計					

(様式第4号)

平成 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援
事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったピラミッドア
ジサイ新品種ブランド化支援事業費補助金について、次のとおり概算払いを請
求します。

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

- (1) 現 金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先金融機関名 預金種別(当座・普通)
口座名 No.

(様式第5号)

平成 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

財産処分承認申請書

平成 年度ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、ピラミッドアジサイ新品種ブランド化支援事業費補助金交付要綱第11の2の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類